

議案第38号

鳥取県基金条例の設定について

次のとおり鳥取県基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県基金条例

（趣旨）

第1条 この条例は、鳥取県における基金の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立

てるための基金として別表第1の1の項から17の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

（積立て等）

第3条 別表第1及び別表第2に掲げる基金において、基金として積み立てる額は、別表第1の第3欄及び別表第2の第3欄に掲げるところによる。

2 別表第2に掲げる基金は、必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

4 別表第3に掲げる基金において、基金として積み立てる額及びそれに関し必要な事項は、同表の第3欄に掲げるところによる。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理等)

第5条 基金の運用から生ずる収益の整理又は処理は、別表第1の第4欄、別表第2の第4欄又は別表第3の第4欄に掲げるところによる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、別表第1の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県財政調整基金条例（昭和39年鳥取県条例第32号）
- (2) 鳥取県土地開発基金条例（昭和44年鳥取県条例第8号）
- (3) 鳥取県県立公共施設等建設基金条例（昭和48年鳥取県条例第1号）
- (4) 鳥取県市町村資金貸付基金条例（昭和48年鳥取県条例第2号）
- (5) 鳥取県職員退職手当基金条例（昭和52年鳥取県条例第1号）
- (6) 鳥取県減債基金条例（昭和54年鳥取県条例第1号）
- (7) 智頭鉄道運営助成基金条例（昭和62年鳥取県条例第21号）
- (8) 鳥取県大規模事業基金条例（平成元年鳥取県条例第2号）
- (9) 鳥取県ジゲおこし推進基金条例（平成2年鳥取県条例第3号）
- (10) 鳥取県地域環境保全基金条例（平成2年鳥取県条例第4号）
- (11) 鳥取県長寿社会対策推進基金条例（平成2年鳥取県条例第24号）
- (12) 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金条例（平成5年鳥取県条例第4号）
- (13) 鳥取県森林整備担い手育成基金条例（平成5年鳥取県条例第5号）
- (14) 鳥取県美術品取得基金条例（平成9年鳥取県条例第3号）
- (15) 鳥取県環境学術研究基金条例（平成11年鳥取県条例第1号）

- (16) 鳥取県介護保険財政安定化基金条例（平成12年鳥取県条例第12号）
- (17) 鳥取県農地を守る直接支払基金条例（平成12年鳥取県条例第22号）
- (18) 鳥取県森林整備地域活動支援基金条例（平成14年鳥取県条例第7号）
- (19) 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年鳥取県条例第56号）
- (20) 鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例（平成15年鳥取県条例第3号）
- (21) 鳥取県森林環境保全基金条例（平成16年鳥取県条例第6号）

（鳥取県税条例の一部改正）

3 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（森林環境保全税の用途）</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金（<u>鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第 号）別表第1の16の項の第1欄に</u></p> | <p>（森林環境保全税の用途）</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金（<u>鳥取県森林環境保全基金条例（平成16年鳥取県条例第6号）第1条に規定する鳥</u></p> |

掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。

(1)及び(2) 略

取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。

(1)及び(2) 略

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

| 名 称 | 設 置 目 的 | 積 立 て | 運用益金の整理 又は処理 | 処 分 事 由 |
|-------------|-------------------------------------|-----------------|-------------------------|--|
| 1 鳥取県財政調整基金 | 年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資すること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て | <ul style="list-style-type: none"> (1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。 (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。 (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。 (5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。 |

| | | | | |
|-----------------|--|---|-------------------------|---|
| 2 鳥取県立公共施設等建設基金 | 社会福祉施設、社会教育施設、学校、病院、試験研究施設、庁舎その他これらに類する施設で県が設置するものの建設費に充てること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して整理 | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。 |
| 3 鳥取県職員退職手当基金 | 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の規定に基づく退職手当の支給に要する経費に充てること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して整理 | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。 |
| 4 鳥取県減債基金 | 県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。 | 一般会計歳入歳出予算及び公債管理特別会計歳入歳出予算（鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第 号）第2条の規定により設置される鳥取県公債管理特別会計に係る歳入歳出予算をいう。）に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て | <ul style="list-style-type: none"> （1） 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、県債の償還の財源に充てる時。 （2） 県債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において、県債の償還の財源に充てる時。 （3） 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てる時。 （4） 地方税の減収補てんのため特別に発行を許可された県債又は財源対策のため発行を許可された県債の償還の財源に充てる時。 （5） 満期において元金を一括して償還する方法により発行した県債の償還の財源に充てる時。 |
| 5 智頭鉄道 | 智頭鉄道（兵庫県赤穂郡上 | 一般会計歳入歳出 | 一般会計歳入歳出 | 当該基金の設置目的を達成するために必要な |

| | | | | |
|-----------------------|--|------------------------|--|---|
| <p>運営助成基金</p> | <p>郡町から同県佐用郡佐用町を経て鳥取県八頭郡智頭町に至る鉄道をいう。)により鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項に規定する第1種鉄道事業を営む者に対し、当該事業の運営について助成すること。</p> | <p>予算に定める額</p> | <p>予算に計上して当該基金に積立て</p> | <p>経費の財源に充てるとき。</p> |
| <p>6 鳥取県大規模事業基金</p> | <p>県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。</p> | <p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p> | <p>一般会計歳入歳出予算に計上して整理</p> | <p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p> |
| <p>7 鳥取県ジゲおこし推進基金</p> | <p>市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。</p> | <p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p> | <p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p> | <p style="text-align: center;">/</p> |
| <p>8 鳥取県地域環境保全基金</p> | <p>地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環</p> | <p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p> | <p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために</p> | <p style="text-align: center;">/</p> |

| | | | | |
|-----------------------|---|-----------------|--|----------------------------------|
| | 境保全を図ること。 | | 必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | |
| 9 鳥取県長寿社会対策推進基金 | 豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して整理 | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |
| 10 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金 | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動等を推進し、もってこれらの地域の農山村の活性化を図ること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | (1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | |
| 11 鳥取県森林整備担い | 林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | (1) 一般会計歳入歳出予算に計 | |

| | | | | |
|--------------------------|---|------------------------|---|---|
| <p>手育成基金</p> | <p>上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。</p> | | <p>上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p> | |
| <p>12 鳥取県環境学術研究基金</p> | <p>県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。</p> | <p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p> | <p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p> | |
| <p>13 鳥取県農地を守る直接支払基金</p> | <p>中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。</p> | <p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p> | <p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、</p> | <p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p> |

| | | | 一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | |
|--------------------|---|--|--|----------------------------------|
| 14 鳥取県森林整備地域活動支援基金 | 森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | (1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |
| 15 鳥取県産業廃棄物適正処理基金 | 鳥取県税条例第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。 | 県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額 | (1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |
| 16 鳥取県森林環境保全基金 | 鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境 | 鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による | (1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基 | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |

| | | | | |
|-----------------------|--|--|---|--|
| | の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てること。 | 加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額 | 金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て | |
| 17 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金 | 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運営を図ること。 | 一般会計歳入歳出予算に定める額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て | 県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てるとき。 (1) 障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和措置として同法による障害福祉サービスを提供する事業者に対して行う事業 (2) 障害者自立支援法による新しい事業体系への移行等のための緊急的な経過措置のための事業 (3) その他障害者自立支援法の円滑な運用を図るために実施する緊急的な事業 |

別表第2（第2条、第3条、第5条関係）

| 名 称 | 設 置 目 的 | 積 立 て | 運用益金の整理又は処理 |
|----------|--------------------------------|-----------|-------------|
| 1 鳥取県土地開 | 公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要の | 一般会計歳入歳出予 | 一般会計歳入歳出予 |

| | | | |
|--------------------|--|-------------------------|-------------------|
| 発基金 | ある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。 | 算に計上して当該基金に積立て | 算に計上して整理 |
| 2 鳥取県市町村 資金貸付基金 | 次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費 (2) その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て | 一般会計歳入歳出予算に計上して整理 |
| 3 鳥取県美術品 取得基金 | 美術品を円滑かつ効率的に取得すること。 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て | 一般会計歳入歳出予算に計上して整理 |

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

| 名 称 | 設 置 目 的 | 積 立 て 等 | 運用益金の整理 又は処理 | 処 分 事 由 |
|--------------------------|-----------------------------------|---|-------------------------|----------------------------------|
| 1 鳥取県介 護保険財政 安定化基金 | 市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。 | (1) 介護保険法第147条第5項及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第12条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額 (2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、1,000分の1とする。 | 一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て | 当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 |

2 鳥取県国民健康保険
広域化等支援基金

国民健康保険事業の
運営の広域化又は国民
健康保険の財政の安定
に資する事業に必要な
費用に充てること。

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出
予算に計上して当
該基金に積立て

当該基金の設置目的を達
成するために必要な経費の
財源に充てる時。